

別表(第二十三条関係)
理化学的検査

	<p>一 遠心分離機 純水製造装置 超低温槽 ホモジナイザー 二 ガスクロマトグラフ 三 ガスクロマトグラフ質量分析計(食品に残留する農薬取締法第一条の二第一項に規定する農薬の検査を行う者に限る。 四 原子吸光分光光度計 五 高速液体クロマトグラフ 六</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。 一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは応用化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上理化学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	四名
細菌学的検査	<p>一 遠心分離機 純水製造装置 超低温槽 ホモジナイザー 二 乾熱滅菌器 三 光学顕微鏡 四 高圧滅菌器 五 高圧滅菌器 六 高圧滅菌器 七 高圧滅菌器 八 高圧滅菌器</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。 一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上細菌学的検査の業務に従事した経験を有する者であること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	四名
動物を用いる検査	<p>一 遠心分離機 純水製造装置 超低温槽 ホモジナイザー</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。 一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、一年以上動物を用いる検査の業務に従事した経験を有する者であること。 二 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上動物を用いる検査の業務に従事した経験を有する者であること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>	三名

第1編 法令・通知

○指定検査機関に係る事務の取り扱いについて（抄）

（昭和49年12月4日 環食第261号 厚生省環境衛生局長通知）

注 平成8年5月23日衛食第135号改正現在

第4 検査手数料認可申請書の整備に関する事項

1 法第14条第1項又は法第15条第1項若しくは第2項の検査手数料は、次の検査項目ごとに分類のうえ、当該検査分類に係る検査の細項目を設け、当該細項目ごとに算定されるものであること。

(1) 食品の検査

- (イ) 重金属検査
- (ロ) 農薬等検査
- (ハ) 有害物質検査
- (ニ) 添加物検査
- (ホ) カビ毒検査
- (ヘ) 規格検査
- (ト) 汚染指標菌検査
- (チ) 病原微生物検査

(2) 添加物の検査 規格検査

(3) 器具容器包装の検査 溶出検査

2 法第15条第3項の検査手数料は、次の検査項目ごとに分類のうえ、当該検査分類に係る検査の細項目を設け、当該細項目ごとに算定されるものであること。

(1) 食品の検査

(イ) 理化学的検査

- ア 残留農薬検査
- イ 汚染物質検査
- ウ 動物用医薬品及び飼料添加物検査
- エ 放射能検査
- オ 添加物検査
- カ 規格検査

(ロ) 細菌学的検査

- ア 汚染指標菌検査
- イ 病原微生物検査
- (ハ) 動物を用いる検査
 - ア 貝毒検査
 - イ 魚種鑑別

(2) 添加物の検査 規格検査

(3) 器具の検査 溶出検査

3 検査手数料は、次の(1)及び(2)の和をもって算定されるものであること。

(1) 検査に要する経費のうち人件費にあつては、次の(イ)と(ロ)の和で算定する。

(イ) 直接費 検査業務に直接従事する人員に要する経費（直接経費であればすべてを含む）をいい1時間当り平均単価を算定し当該検査に要する時間を乗じて算定する。

(ロ) 間接費 検査業務に直接従事する人員以外の検査の遂行に要する人員に要する経費の直接検査業務に従事する人員に要する経費に対する割合の比率を直接費に乗じて算定する。

(2) 検査に要する経費のうち物件費にあつては、次の(イ)と(ロ)の和で算定する。

(イ) 直接費 検査に直接に消費される物件の経費で薬品費（原則として購入価格による）、消耗器材費、備品費等で算定する。

(ロ) 間接費 検査業務の遂行に要する文具費、印刷製本費、光熱水料費及び通信運搬費等の検査に直接に消費される物件の経費に対する割合の比率を直接費に乗じて算定する。

4 検査手数料の算定根拠に関する資料については、前記1及び2に係る検査の細項目ごとの算定積算内訳表が添附されているものであること。

第7 運用上の指導事項

2 指定を受けた検査機関が、法第15条第1項から第3項までに係る製品検査を行うに際して徴収する手数料は、所定の額（認可額）で取り扱うよう指導されたいこと。

○指定検査機関に係る検査手数料認可申請について

（昭和50年7月7日 環食第157号 厚生省環境衛生局食品衛生課長通知）

注 平成8年2月1日衛食第27号改正現在

標記については、昭和49年12月4日環食第261号厚生省環境衛生局長通知「指定検査機関に係る事務の取扱いについて」の「第4 検査手数料認可申請書の整備に関する事項」（以下「整備事項」という。）により当該申請を行うこととされているが、これに伴う食品衛生法施行規則第18条の9に規定する資料は別添様式とし、その記入は下記により取り扱われるようご指導方願したい。

記

1 別添様式1の記入は次によること。

(1) 第1欄は、整備事項1又は2の検査項目ごとに分類し、当該分類に係る検査の細項目を設け、その細目ごとに記入すること。

(2) 第3欄の(A)は、整備事項3の(1)―(イ)により算出された額とし、当該細項目ごとの検査所

第1編 法令・通知

要時間を「カッコ」中に記入すること。この場合において検査所要時間を当該検査項目に係る検査に要する平均時間をもって当該細項目の所要時間としている場合には、その平均時間を算出した内訳についての資料を添付すること。

- (3) 第3欄の(B)は、整備事項3の(1)―(ロ)により算出された額とすること。
- (4) 第4欄の(D)は、整備事項3の(2)―(イ)により算出された額とすること。この場合において、検査所要物件費を当該検査項目に係る検査に要する平均物件費をもって当該細項目の所要物件費としている場合には、その平均物件費を算出した内訳についての資料を添付すること。

なお、直接物件費の消耗率は、次を参考に算出されたい。

薬品類	100%	
消耗器材	100%	1回の検査において全部消耗するもの
消耗器材	5%	常時使用するもの、または破損しやすいもの
	2%	その他
備品	0.01%	

- (5) 第4欄の(E)は、整備事項3の(2)―(ロ)により算出された額とすること。
- 2 別添様式1の算出額の基礎とした総額の内訳を次により作成すること。
- (1) 直接人件費に関しては別添様式2 間接人件費に関しては別添様式3 直接物件費に関しては別添様式4 及び間接物件費に関しては別添様式5によること。
- なお、当該経費は直近の過去1か年の事業実績を基礎とするものとし、その年度を備考欄に記入すること。
- (2) 検査業務に直接従事する者に要する経費の1時間当たり平均単価の算出方式を様式2の備考欄に記入すること。
- なお、平均単価は「直接人件費総額÷直接検査従事者数÷12か月(実働時間)=1時間平均単価」により算出されていること。
- (3) 人件費及び物件費に係る直接費に対する間接費の割合の算出方式を様式3及び様式5の備考欄に記入すること。

なお、間接費については、(イ)「人件費に係る直接費に対する間接費の割合は、

$\frac{\text{間接人件費 (様式3 合計数)}}{\text{直接人件費 (様式2 合計数)}} =$ 及び(ロ)「物件費に係る直接費に対する間接費の割合は、

$\frac{\text{間接物件費 (様式5 合計数)}}{\text{直接物件費 (様式4 合計数)}} =$ により算出されていること。

【別添】
様式1

申請検査手数料の額及び算定基礎

検査項目(1)	検査手数料 (C+F)(2)	人 件 費 (3)			物 件 費 (4)		
		直接人件費 (A)	間接人件費 (B)	計(A+B) (C)	直接物件費 (D)	間接物件費 (E)	計(D+E) (F)
(例)		(時間)					
重金属検査							
○○○○		(○○時間) ○○○円					
○○○○		(○○時間) ○○○円					

様式2

直接人件費算出内訳

検査員氏名	経費項目				合 計	備 考
		円			円	
合	計					

注) 経費項目は例えば給与、賞与、通勤手当等諸手当、社会保険等の区分により記入すること。

様式3

間接人件費算出内訳

氏名	経費項目				合 計	備 考
		円			円	
合	計					

に
均

に
要
こ

関
考
備
均

の

は、

様式4

直接物件費算出内訳

物件項目	金額	備考
	円	
合計		

様式5

間接物件費算出内訳

物件項目	金額	備考
	円	
合計		